

岡山県立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
岡山県教育委員会

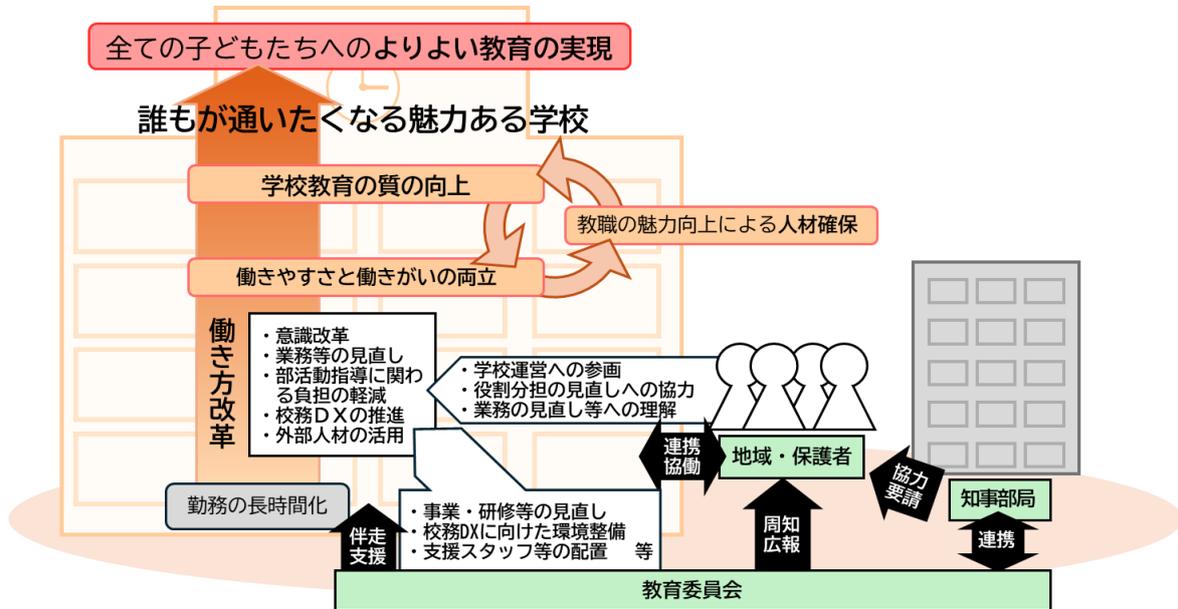
目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップ	5

1 計画の趣旨・現状

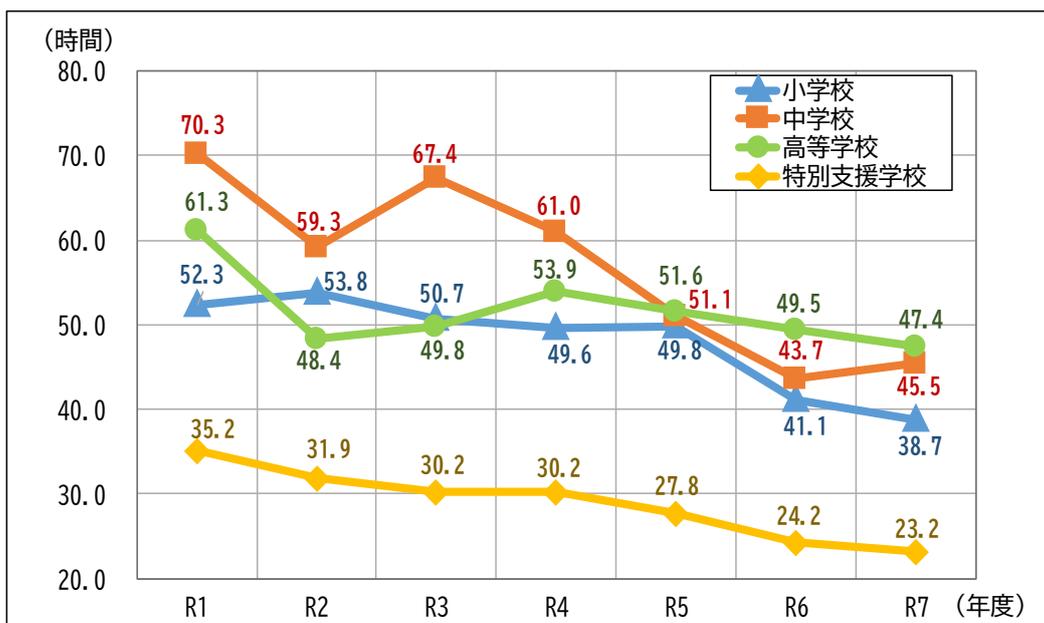
(1) 計画の趣旨

- ・教育職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に生き生きと専念できる環境を整えることは、学校教育の質を向上させ、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながる。

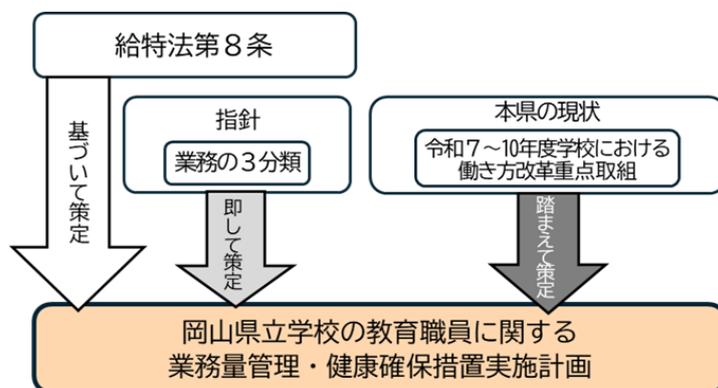


- ・県教育委員会では、これまでも市町村教育委員会と一体となって時間外在校等時間の縮減に取り組んできており、一定の成果がみられるが、学校における働き方改革をより一層進める必要がある。

【時間外在校等時間の推移】※6月に実施している勤務実態調査結果から



- ・教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいを両立しながら、真に必要な業務に専念できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即し、本県の現状を踏まえて本計画を策定する。



- ・本計画に掲げる措置は、県立中学校、県立中等教育学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の教育職員全てを対象とする。
- ・本計画における「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手兼実習教諭、主任実習助手、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、講師（常時勤務の者に限る。）、養護助教諭、臨時の実習助手及び臨時の寄宿舎指導員をいう。

（２）本県の現状

- ・本県で導入している業務記録システムから把握した、令和6年度における県立学校の教育職員の時間外在校等時間等は次のとおりであった。

区分	年平均	月45時間以内の教育職員の割合	月80時間超の教育職員の割合
中学校※	月 39.4 時間	63.4%	4.7%
高等学校※	月 37.6 時間	65.8%	7.8%
特別支援学校	月 19.2 時間	94.1%	0.1%

※「中学校」は中等教育学校前期課程を含み、「高等学校」は中等教育学校後期課程を含む

- ・月当たりの時間外在校等時間の平均は減少してきている一方、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える者はゼロになっていない。
- ・令和7年8月に管理職を対象に実施した「働き方改革に関する取組状況調査」（以下「取組状況調査」という。）の結果からは、学校運営協議会等での学校における働き方改革の議題化や最終退校時刻の設定、部活動指導に係る負担の軽減等において課題がみられる。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教育職員の割合を100%にする。
- ・1年間(年度)における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合を80%以上にする。
- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合80%以上を維持する。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

県教育委員会は、本計画期間中の重点事項として、次に掲げる内容に取り組む。
※【 】は「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」の柱となる項目との関連を示している。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」(以下「3分類」という。)を踏まえて実施する取組

- ・学校徴収金業務の効率化 **「3分類」③関係**
学校徴収金の徴収・管理に係る負担を軽減するため、学校徴収金管理システムの導入を含めた検討を進める。【DX】
- ・過剰な苦情等の抑制に向けた周知・啓発 **「3分類」⑤関係**
学校に対する過剰な苦情等を抑制し、対応に係る負担を軽減するため、啓発ポスターを作成し全校へ配布するとともに周知・啓発を進める。【業務】
- ・録音告知機能付通話録音装置の導入 **「3分類」⑤関係**
電話応対時における長時間の拘束や過剰な苦情等を抑制するため、録音告知機能付通話録音装置を全校に導入する。【業務】

- ・ **県教育委員会が実施する調査の回答方法や回数等の見直し** 「3分類」⑥関係
 県教育委員会が学校に発出する調査等の回答に係る負担を軽減するため、毎年度、調査の回答方法や回数等の見直しを行う。【業務】
- ・ **部活動指導員の配置** 「3分類」③関係
 部活動指導に係る負担を軽減するため、引き続き、部活動指導員の配置を行う。【部活】
- ・ **校務系・学習系ネットワークの統合** 「3分類」⑮⑯関係
 授業準備、成績処理等に係る負担を軽減するため、校務系・学習系ネットワーク統合を行う。【DX】
- ・ **入試業務におけるデジタル採点システムの導入** 「3分類」⑮⑯関係
 入試業務における採点作業等に係る負担を軽減するため、入試業務におけるデジタル採点システムを導入する。【DX】
- ・ **生成AIの活用に係る好事例の発信** 「3分類」⑮⑯関係
 校務を効率化するため、生成AIの活用による効率化の好事例を発信し横展開を図る。【DX】
- ・ **支援スタッフ等の配置** 「3分類」⑥～⑨関係
 教育職員が児童生徒への教育に専念できるようにするため、引き続き、学校の実態を踏まえながら支援スタッフ等の配置を行う。【外部】

(2) 「取組状況調査」からみえる課題を踏まえて推進する学校の取組

面談等で各学校の実態をより一層把握するとともに、好事例の発信や管理職研修の実施等により学校における次の取組を推進し、業務の適正化を図る。

- ・ **学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化**
 働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を進めることができるよう、学校運営協議会やPTA総会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱う。【意識】
- ・ **最終退校時刻の設定**
 勤務時間を踏まえた業務等の見直しを進めるため、実態に応じて最終退校時刻を設定する。【業務】
- ・ **部活動指導員による単独での部活動指導**
 部活動指導に係る負担を軽減するとともに授業準備等の時間を確保するため、部活動指導員による単独での部活動指導を実施する。【部活】
- ・ **複数の顧問による交代での部活動指導**
 部活動指導に係る負担を軽減するとともに授業準備等の時間を確保するため、複数の顧問による交代での部活動指導を実施する。【部活】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

・年次休暇の計画的な取得の促進

仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。

・長時間勤務となった教育職員等への医師による面接指導の実施

過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。

・ストレスチェックの実施

自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、50人未満の学校も含め、ストレスチェックを全校で実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

・相談窓口の設置

心身の健康問題の早期発見・適切な対応を図るため、心身の健康問題に関する相談窓口の設置を継続する。

各学校では優先度を考慮しながら実態に応じた取組を行うとともに、ここに掲げた内容以外についても、主体的に業務の見直しを行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、毎年度、教育委員会会議で報告し、県教育委員会のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、県立学校に導入している業務記録システムで把握し、働きがい等に関する目標については、勤務実態調査で把握する。
- ・各学校の取組状況については、管理職を対象に実施する取組状況調査で把握するとともに、把握した取組状況等を踏まえ、必要に応じて学校への聞き取り等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職を対象としたマネジメント等に関する研修を充実させるなど、県教育委員会からの支援を強化する。
- ・支援スタッフの配置など学校の指導・運営体制の充実や部活動の地域展開・連携等の取組の推進に当たっては、知事部局と連携を図りながら取り組む。

【本計画に掲げる目標及び取組と指標一覧】

	目標・取組	指標	現況値		R10 年度目標値
			中	高	
1	時間外在校等時間に関する目標	月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内になっている教育職員の割合	中	63.4% ^{※1}	100%
			高	65.8% ^{※1}	100%
2		1 年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均	中	39.4 h ^{※1}	30 h
			高	37.6 h ^{※1}	30 h
			特	19.2 h ^{※1}	維持又は縮減
3	ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合	72.6% ^{※2}		80%
4		「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合	83.0% ^{※2}		維持
5	学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化	「学校運営協議会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱うなどして、理解と協力をお願いしている」と回答した学校の割合	45.7% ^{※3}		100%
6	最終退校時刻の設定	「最終退校時刻を設定している」と回答した学校の割合	35.7% ^{※3}		100%
7	部活動指導員による単独での部活動指導	「部活動指導員は単独で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	28.6% ^{※3}		80%
8	複数の顧問による交代での部活動指導	「複数の顧問により交代で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	37.5% ^{※3}		80%

※1 本県で導入している業務記録システムにおける県立学校の令和 6 年度の割合及び値。ただし、「中」は中等教育学校前期課程を含み、「高」は中等教育学校後期課程を含む。

※2 令和 7 年 11 月に実施した勤務実態調査における当該質問項目に「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合。

※3 令和 7 年 8 月に実施した取組状況調査における当該質問項目に「できている」と回答した学校の割合。

(参考資料)

学校と教師の業務の 3 分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校**ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">学校以外が担うべき業務</div> <ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">教師以外が積極的に参画すべき業務</div> <ol style="list-style-type: none"> 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</div> <ol style="list-style-type: none"> 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進
---	--	---